

神奈川県私立高校生等奨学給付金【通常給付】のお知らせ

生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯が対象です

- 神奈川県では、私立高校生等の保護者（※）の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「神奈川県私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
 - この制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
- （※）保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父母1名）を指します。

1 給付を受けることができる方 <次の要件をすべて満たす世帯>

- 令和6年7月1日現在、保護者が神奈川県内に在住していること
 - 保護者が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。
- 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
 - 令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）であること。
 - 保護者全員の令和6年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯（以下「非課税世帯」という。）であること。
 - 定額減税後の住民税所得割額を用いて判定します。
 - 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
 - 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に養育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 令和6年7月1日現在、生徒が私立高等学校等（※）に在学していること
 - 生徒が就学支援金、学び直し支援金の受給資格を有していることが必要です。

（※） 私立中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）等を含みます。

2 支給単価 <世帯区分及び在学する学校の課程により支給単価が異なります>

- 対象となる高校生等1人当たりの支給単価（年額）

世帯区分			全日制・定時制	通信制
生活保護世帯			52,600円	
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（※）が	いない	142,600円	52,100円
		いる	152,000円	

（※）平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生を除く）

3 提出期限・提出先 <提出期限後は申請を受付できません>

○ 提出期限 **第一回 令和6年7月10日(水)**

第二回 令和6年8月30日(金)

第三回 令和6年11月1日(金)

・提出期限までに申請できない場合は、ご相談ください。

○ 提出先 **事務室窓口(2号棟1階)**

4 支給時期

令和6年9月17日頃～令和7年2月28日頃を予定しています。

- ・申請された時期により支給時期は異なります。
- ・申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。

5 提出書類 <提出前に漏れがないことを十分に確認してください>

(1) 生活保護受給世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)
- ② 振込先登録用紙(第2号様式)
- ③ (該当者のみ) 委任状(権限委譲用)
 - ・保護者または対象となる高校生等の口座以外を振込先に指定する場合にのみ添付
- ④ (該当者のみ) 委任状(未済用)
 - ・授業料以外の納付金(P T A会費、生徒会費など)に未済がある場合にのみ添付

(2) 生活保護受給世帯の方

- (1)の書類に加えて、令和6年7月1日現在、**生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることがわかる次の①～③の証明書のうちいずれかを提出してください。**
 - ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第3号様式)
 - ② 生活保護受給証明書(写し可)
 - ③ **対象の高校生等の個人番号(マイナンバー)が分かる書類の写し**
 - ・7月10日(水)までの第一回提出期限に申請する場合は、③ではなく、①または②の提出が必要となります。

<重要!> 生活保護受給証明書の発行を福祉事務所で依頼する際の留意点
必ず、「**生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることがわかる証明書**」を発行するよう依頼してください。

(3) 非課税世帯の方

- (1)の書類に加えて、令和6年度の県民税・市町村民税所得割額が0円(非課税)であることが確認できる**次の書類を提出**してください。(保護者全員分の提出が必要)

① **令和6年度市町村民税・県民税 非課税証明書（写し可）**

- ・ 就学支援金申請時に個人番号（マイナンバー）をご登録（入力）していただいている場合は、非課税証明書の提出を省略いただくことができます。
- ・ 7月10日（水）までの第一回提出期限に申請する場合は、個人番号（マイナンバー）ではなく、①の提出が必要となります。

- 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても生業扶助情報・税情報が取得できない場合があります。その場合は、あらかじめ生活保護受給証明書又は非課税証明書をご提出いただきますので、予めご了承ください。

6 問合せ先

麻布大学附属高等学校 事務室

Mail:jimu@azabu-uhs.jp